

鎌総第1549号

令和7年(2025年)8月21日

鎌倉市議会議員

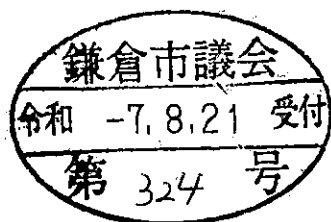
中澤 克之 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 11 号
質問者	重黒木 優平 議員
答弁する者	市 長 (共生共創部地域共生課、 こどもみらい部こども支援課、 こども家庭相談課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 11 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

(1) 2024 年 5 月に成立した民法等の一部改正により、離婚後も父母の双方が共同で親権を持つことが可能となる制度が導入されました。この制度の施行に向け、鎌倉市としてどのような実務的影響を見込んでおり、どのような準備・対応を進めているのか伺います。

(2) 共同親権の導入に伴い、児童の保育・教育・医療・転居などに関する行政手続において、両親の意思確認や同意取得が必要となる場面が想定されます。これらの手続の整備状況、および今後の市内マニュアルの整備予定について伺います。(1 とまとめて回答可)

(3) 共同親権制度の導入により、実子誘拐や別居親による一方的な連れ去りなどの相談が増加する可能性があると考えます。市としてこうした事案にどのような対応方針を持っているか、また、こども支援課、教育委員会、警察、児童相談所、法務局等との連携体制について伺います。

(4) 実子誘拐に関しては、実際に鎌倉市民から相談を受けているところです。加えて、令和元年 11 月 27 日の衆議院法務委員会、令和 3 年 4 月 13 日および令和 5 年 12 月 19 日の参議院法務委員会において、当時の法務大臣がいずれも、一定の条件下で実子誘拐であっても刑法第 224 条(未成年者略取誘拐罪)に該当するとの趣旨の答弁を行っております。これらの答弁内容について、市としてどのように受け止めているのか伺います。

(5) 国連の児童の権利に関する条約第 9 条では、原則として子どもがその父母の意思に反して不当に引き離されることがないように、各国に対し分離を最小限にとどめることを求めています。市として、この条文の趣旨をどのように理解し、今後の子ども支援・家庭支援施策に活かしていく考えがあるか伺います。

(6) 共同親権制度の実施により、DV やモラルハラスメントが関係する家庭においては、加害親との意思決定が強制されるなど、新たな人権問題が生じる懸念も指摘されています。こうした場合に備えたりリスク評価や個別対応の方針があるか伺います。

2 質問の理由

令和 6 年 5 月に成立した民法等の一部改正により、父母の離婚後も共同親権を認める制度が導入され、2 年以内に施行される予定です。この制度は、子どもの養育に父母双方が関与でき

る機会を確保する一方で、親間の合意形成が困難な場合や、DV・虐待等のリスクがある家庭においては、むしろ子どもや保護者の権利・安全が脅かされる可能性も否定できません。

実際に鎌倉市民からは、実子誘拐に関する相談が寄せられており、このような事案は、法務省の過去の国会答弁において、刑法 224 条（未成年者略取誘拐罪）に該当する可能性があることが確認されています。また、児童権利条約第 9 条では、子どもが父母の意思に反して不当に引き離されることのないよう求められており、この国際的原則も尊重されるべきです。

制度改正の実施を見据え、市がどのような備えと方針を持っているのかを確認し、子どもの最善の利益を確保する運用がなされるよう、一般的観点から確認するものです。

3 答弁を求めるもの

市長

4 答弁

(1) 2024 年 5 月に成立した民法等の一部改正により、離婚後も父母の双方が共同で親権を持つことが可能となる制度が導入されました。この制度の施行に向け、鎌倉市としてどのような実務的影響を見込んでおり、どのような準備・対応を進めているのか伺います。

(2) 共同親権の導入に伴い、児童の保育・教育・医療・転居などに関する行政手続において、両親の意思確認や同意取得が必要となる場面が想定されます。これらの手続の整備状況、および今後の庁内マニュアルの整備予定について伺います。（1 とまとめて回答可）

質問（1）及び（2）について、現在、離婚後の親権者は父母の一方のみと定められていますが、令和 6 年（2024 年）5 月に公布され、公布から 2 年を超えない範囲での施行が定められている民法等改正法において、法施行後は、離婚後の親権者を父母の共同親権として定めることも一方の単独親権として定めることもできることとなりました。

共同親権となった場合、障害者福祉手当受給資格者の変更手続きやひとり親支援等行政手続きの一部において事務的影響が懸念されますが、現時点では施行に関して国や県から特段の説明が行われていないことから市においても準備や対応は行っており、今後、法施行に伴う国や県の説明等を確認しながら、市民生活において混乱が生じないように対応していきます。

(3) 共同親権制度の導入により、実子誘拐や別居親による一方的な連れ去りなどの相談が増加する可能性があると考えます。市としてこうした事案にどのような対応方針を持っているか、また、こども支援課、教育委員会、警察、児童相談所、法務局等との連携体制について伺います。

(4) 実子誘拐に関しては、実際に鎌倉市民から相談を受けているところです。加えて、令和元年 11 月 27 日の衆議院法務委員会、令和 3 年 4 月 13 日および令和 5 年 12 月 19 日の参議院法務委員会において、当時の法務大臣がいずれも、一定の条件下で実子誘拐であっても刑法第 224 条（未成年者略取誘拐罪）に該当するとの趣旨の答弁を行っております。これらの答弁内容について、市としてどのように受け止めているのか伺います。

質問（3）及び（4）について、実子誘拐や連れ去りなどに関しては刑法や民法上の判断が必要となることから、このような相談が生じた場合には、相談内容に応じて警察や市の無料弁護士相談の案内を行ってまいります。また、同居家族への支援が必要な場合は、状況に応じて相談員が相談支援を行ってまいります。

(5) 国連の児童の権利に関する条約第9条では、原則として子どもがその父母の意思に反して不当に引き離されることがないように、各国に対し分離を最小限にとどめることを求めています。市として、この条文の趣旨をどのように理解し、今後の子ども支援・家庭支援施策に活かしていく考えがあるか伺います。

質問(5)について、市では、当該条約の理念も踏まえながら、令和2年3月に「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を制定し、基本理念として「子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないように、子どもの最善の利益が追及され、児童虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。」を定め、また、第5条保護者等の役割では、「保護者は、子どもの最善の利益を考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを理解し、子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする」「保護者は、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える等、子どもの利益を侵害する体罰や児童虐待を行ってはならない」と定めています。

保護者である父母の意思を尊重しつつ、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに、安心して生きていくことができる社会の実現を目指し、支援を行ってまいります。

(6) 共同親権制度の実施により、DV やモラルハラスメントが関係する家庭においては、加害親との意思決定が強制されるなど、新たな人権問題が生じる懸念も指摘されています。こうした場合に備えたリスク評価や個別対応の方針があるか伺います。

質問(6)について、民法等改正法では、協議離婚の場合、父母が話し合いで共同親権とするか単独親権とするか選択できることとなり、裁判離婚の場合は、家庭裁判所が共同親権とするか単独親権とするかを決定することとなりますが、特に「虐待のおそれがあると認められるとき」や「DVのおそれその他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」は、家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることとされています。

また、離婚後の親権者については、こどもの利益のため必要があると認められるときは家庭裁判所がこども自身やその親族の請求により親権者の変更をすることができる制度となっています。

このため、共同親権制度の実施をもって直ちに加害者との意思決定が強制される状況が生じるとは想定しておらず、個別のリスク評価や対応の方針を定めてはいませんが、現在、こどもと家庭の相談室や人権相談、女性相談をはじめ、各種相談窓口を設置し、DV やモラルハラスメントが生じた夫婦間や世帯内の様々な困りごとを伺い、関連機関と連携を図りながら相談支援を行っているところであり、共同親権制度の実施後においても同様に、相談者が安心して暮らすことができるよう、必要に応じて関連機関と協働しながら支援を行ってまいります。